

宇部市支援対象児童等見守り強化事業 補助対象事業者募集要項

宇部市では、民間団体等と連携して児童虐待を未然の防止を目的に、児童の状況把握や見守り体制の強化に係る活動等に対し宇部市支援対象児童等見守り強化事業補助金を交付するため、以下のとおり対象団体を募集する。

募集期間

令和6年4月1日～令和6年6月28日

(土日祝を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

事業内容

補助対象事業者が、市内で行う支援活動を通じて、支援対象児童等の状況を把握し、報告書を作成して市に提出する活動とする。なお、見守り活動を行うに当たっては、次のアからウまでに掲げる事項を実施すること。

- ア 支援対象児童等について、補助対象事業者は、見守り活動を開始する前に登録簿を作成し、市に提出すること。
- イ 支援対象児童等の個別の状況を月1回以上把握し、翌月10日までに市に活動報告書(様式第16号)を提出するとともに、必要に応じて支援対象児童等やその保護者に対し市の支援部署等の案内を行うこと。ただし、状況の把握については、直接又はICT機器を活用して支援対象児童等を目視すること。
- ウ 支援対象児童等について、市から支援活動の協力依頼があった場合には、できる限り協力すること。

1 補助対象事業者

宇部市内に活動拠点のある団体等が市内で実施する事業で、次の要件をすべて満たす者を対象とする。

- (1) 市内で自主的に児童に対し支援活動を実施する民間団体であること。法人格は問わないが、個人での申請は対象外とする。
- (2) 支援活動について、月に1回以上実施し、5名以上の児童の利用者がいること。
- (3) 支援活動に係る食事代及び参加費は無料又は食材等に係る実費相当額であるなど、営利を目的とした事業でないこと。
- (4) 支援活動の実施に当たり、利用者の安全管理、衛生管理及び個人情報の保護に十分配慮していること。
- (5) これまでの支援活動の実績から市と連携が適切にできると認められるもの。
- (6) 会則等の定めを有すること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が構成する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団、その構成員若しくは同法第2条第3号に規定する暴力団密接関係者の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 宗教又は政治活動を目的とした事業でないこと。
- (9) 団体の活動内容が公序良俗に反しないこと。

(10) 国、地方公共団体等から宇部市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱による補助金に類する補助その他の給付を受けていないこと。

2 支援対象児童等

市内に居住する18歳未満(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)のうち、市要保護児童対策地域協議会が支援対象として把握している児童及び市又は補助対象事業者が家庭での養育環境に問題があることが予見される状態で見守りを必要と判断する児童並びに妊娠や子育てに不安感を持つ妊婦とする。

3 補助金の額

補助金の額は、下記のとおりとし、(1)～(3)については、いずれも1人当たり原則月5回までを上限とする。

| 見守り方法 | | 見守り活動費 (/人) | 訪問加算 (/世帯) | 管理業務加算 (/人) |
|----------|-----|----------------|---------------|----------------|
| (1) 訪問 | 地区内 | 1,000 円 | 1,000 円 | 1,000 円 |
| | 地区外 | 1,000 円 | 2,000 円 | 1,000 円 |
| (2) 来所 | | 1,000 円 | | 1,000 円 |
| (3) 学習支援 | | 2,000 円 | | 1,000 円 |

(補助金の交付額の総額は、原則予算に定める額を限度とする。)

4 補助対象期間

補助対象期間は、交付申請書が提出された日の属する月の翌月1日から、その年度の3月末日までとする。ただし、令和6年4月に交付申請書が提出された場合、当月から対象とする。

5 応募方法

以下の申請書類に必要事項を記載し、下記10の記載先へ持参又は郵送により提出すること。なお、応募に要する経費は、すべて応募団体の負担とし、提出書類は、選考結果にかかわらず返却しないものとする。

補助対象事業開始日の属する月の前月末までに下記の申請書類等を提出すること。ただし、令和6年4月については当月末までとする。

- (1) 様式第1号 宇部市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 様式第2号 事業計画書(様式第2号)
- (3) 様式第3号 収支予算書(様式第3号)
- (4) 様式第4号①② 誓約書(様式第4号①②)

6 交付決定

市長は、提出された申請書等を基に審査し、補助金の交付可否を応募団体に通知する。審査の過程で、必要に応じて応募団体に対し聞き取りを行う場合がある。

7 実績報告等

補助事業者は、補助対象期間終了後又は補助対象事業の廃止の承認を受けたときは、30 日以内に、宇部市支援対象児童等見守り強化事業補助金実績報告書(様式第 17 号②)に、必要事項を記載し、次に掲げる書類を添えて、提出すること。

- (1) 活動報告書(様式第 16 号)
- (2) 収支決算書(様式第 18 号。年度末又は廃止時に提出)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

8 交付の取消

補助事業者が、補助金を他の用途へ使用し、その他補助対象事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、市長は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、宇部市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付決定取消通知書(様式第 20 号)により補助事業者へ通知するものとする。

9 その他

補助対象事業において、補助事業者が支援対象児童等の家庭訪問等を実施する際には、保護者の同意を得てから実施する等の配慮をすること。

その他の要件等は、「宇部市支援対象児童等見守り強化事業補助金要綱」を確認すること。

10 問い合わせ先及び申請先

宇部市子ども未来部子ども支援課

〒755-0033

宇部市琴芝町二丁目 4 番 25 号 多世代ふれあいセンター内

電話:0836-34-8447

FAX:0836-21-6020

※申請にあたっては、事前に上記に相談ください。